

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第64号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則

香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>別表第1に掲げる業種</u>に属する事業（以下「特定事業」という。）を営もうとする者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(使用料の減額)</p> <p>第14条 工房利用者のうち、製造業を営む者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）又は<u>一般社団法人若しくは一般財団法人</u>でその経営基盤又は運営基盤が特にぜい弱なものであって、その事業活動を支援する必要があると認められるものについては、知事が別に定めるところにより、利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）分までの使用料を減額する。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料等)</p> <p>第23条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県新規産業創出支援センターの項に規定する規則で定める額及び午前9時前又は午後5時後の時間において電磁環境試験設備を利用する場合その他規則で定める場合の使用料は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部376の項に規定する規則で定める額は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第3条 インキュベート工房を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）第2条第1項に規定する基盤的技術産業</u>に属する事業（以下「特定事業」という。）を営もうとする者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(使用料の減額)</p> <p>第14条 工房利用者のうち、製造業を営む者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）又は<u>公益法人</u>でその経営基盤又は運営基盤が特にぜい弱なものであって、その事業活動を支援する必要があると認められるものについては、知事が別に定めるところにより、利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）分までの使用料を減額する。</p> <p>2 略</p> <p>(使用料等)</p> <p>第23条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県新規産業創出支援センターの項に規定する規則で定める額及び午前9時前又は午後5時後の時間において電磁環境試験設備を利用する場合その他規則で定める場合の使用料は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部376の項に規定する規則で定める額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p>

(使用料)

第30条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2  
公の施設の使用料香川県新規産業創出支援センターの項に規定する会議  
室の附属器具の使用料は、別表第4のとおりとする。

別表第1 (第3条関係)

1	化学繊維製造業 炭素繊維製造業 綿紡績業 化学繊維紡績業 毛紡績業 ねん糸製造業 (かさ高加工糸を除く) かさ高加工糸製造業 その他の紡績業
2	綿・スフ織物業 絹・人絹織物業 毛織物業 麻織物業 細幅織物業 その他の織物業
3	丸編ニット生地製造業 たて編ニット生地製造業 横編ニット生地製造業
4	綿・スフ・麻織物機械染色業 絹・人絹織物機械染色業 毛織物機械染色整理業 織物整理業 織物手加工染色整理業 綿状繊維・糸染色整理業 ニット・レース染色整理業 繊維雑品染色整理業
5	レース製造業 組ひも製造業 整毛業 フェルト・不織布製造業 上塗りした織物・防水した織物製造業 その他の繊維粗製品製造業
6	段ボール箱製造業
7	その他の化学肥料製造業
8	ソーダ工業 無機顔料製造業 圧縮ガス・液化ガス製造業 その他の無機化学工業製品製造業
9	発酵工業 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 その他の有機化学工業製品製造業
10	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 界面活性剤製造業 (石けん、合成洗剤を除く) 塗料製造業
11	香料製造業 天然樹脂製品・木材化学製品製造業 試薬製造業 他に分類されない化学工業製品製造業
12	プラスチック異形押出製品製造業 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
13	プラスチックフィルム製造業 プラスチックシート製造業

(使用料)

第30条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第1表 使用料の部 2  
公の施設の使用料香川県新規産業創出支援センターの項に規定する会議  
室の附属器具の使用料は、別表第3のとおりとする。

合成皮革製造業 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
14 電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く） 輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く） その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く） 工業用プラスチック製品加工業
15 軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む） 硬質プラスチック発泡製品製造業 発泡・強化プラスチック製品加工業
16 プラスチック成形材料製造業 廃プラスチック製品製造業
17 プラスチック製容器製造業 他に分類されないプラスチック製品製造業 他に分類されないプラスチック製品加工業
18 自動車タイヤ・チューブ製造業
19 ゴムベルト製造業 ゴムホース製造業 工業用ゴム製品製造業
20 ゴム引布・同製品製造業 医療・衛生用ゴム製品製造業 ゴム練生地製造業 更生タイヤ製造業 再生ゴム製造業 他に分類されないゴム製品製造業
21 板ガラス製造業 板ガラス加工業 ガラス製加工素材製造業 理化学用・医療用ガラス器具製造業 ガラス繊維・同製品製造業 その他のガラス・同製品製造業
22 電気用陶磁器製造業 理化学用・工業用陶磁器製造業 その他の陶磁器・同関連製品製造業
23 炭素質電極製造業 その他の炭素・黒鉛製品製造業
24 研磨材製造業 研削と石製造業 研磨布紙製造業 その他の研磨材・同製品製造業
25 他に分類されない窯業・土石製品製造業
26 熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く） 冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く） 冷間ロール成型形鋼製造業 鋼管製造業 伸鉄業 磨棒鋼製造業 引抜鋼管製造業 伸線業 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
27 銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く） 可鍛鋳鉄製造業 鋳鋼製造業 鍛工品製造業 鍛鋼製造業
28 鉄鋼シャースリット業 他に分類されない鉄鋼業

29	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む） アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む） その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
30	伸銅品製造業 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む） その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
31	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く） 光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）
32	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く） 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く） アルミニウム・同合金ダイカスト製造業 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く） 非鉄金属鍛造品製造業
33	他に分類されない非鉄金属製造業
34	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
35	機械刃物製造業 利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く） 作業工具製造業 手引のこぎり・のこ刃製造業 その他の金物類製造業
36	製缶板金業
37	アルミニウム・同合金プレス製品製造業 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く） 粉末や金製品製造業
38	金属製品塗装業 溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く） 電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く） 金属熱処理業 その他の金属表面処理業
39	くぎ製造業 その他の金属線製品製造業
40	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
41	金属製スプリング製造業 他に分類されない金属製品製造業
42	ボイラ製造業 はん用内燃機関製造業 その他の原動機製造業
43	ポンプ・同装置製造業 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業 油圧・空圧機器製造業
44	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く） エレベータ・エスカレータ製造業 物流運搬設備製造業 工業窯炉製造

	業 冷凍機・温湿調整装置製造業
45	弁・同附属品製造業 パイプ加工・パイプ附属品加工業 玉軸受・ころ軸受製造業 ピストンリング製造業 他に分類されないはん用機械・装置製造業 各種機械・同部分品製造修理業 (注文製造・修理)
46	建設機械・鉱山機械製造業
47	化学繊維機械・紡績機械製造業 製織機械・編組機械製造業 染色整理仕上機械製造業 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業 縫製機械製造業
48	パルプ装置・製紙機械製造業 包装・荷造機械製造業
49	鑄造装置製造業 化学機械・同装置製造業 プラスチック加工機械・同附属装置製造業
50	金属工作機械製造業 金属加工機械製造業 (金属工作機械を除く) 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業 (機械工具、金型を除く) 機械工具製造業 (粉末や金業を除く)
51	半導体製造装置製造業 フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
52	金属用金型・同部分品・附属品製造業 非金属用金型・同部分品・附属品製造業 真空装置・真空機器製造業 ロボット製造業 他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
53	複写機製造業 その他の事務用機械器具製造業
54	体積計製造業 はかり製造業 圧力計・流量計・液面計等製造業 精密測定器製造業 分析機器製造業 試験機製造業 測量機械器具製造業 理化学機械器具製造業 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
55	光学機械用レンズ・プリズム製造業
56	電子管製造業 光電変換素子製造業 半導体素子製造業 (光電変換素子を除く) 液晶パネル・フラットパネル製造業
57	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業 音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業 コネクタ・スイッチ・リレー製造業
58	半導体メモリメディア製造業

59	電子回路基板製造業 電子回路実装基板製造業
60	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業 その他のユニット部品製造業
61	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
62	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業 変圧器類製造業（電子機器用を除く） 電力開閉装置製造業 配電盤・電力制御装置製造業 配線器具・配線附属品製造業
63	電気溶接機製造業 内燃機関電装品製造業 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
64	電球製造業
65	蓄電池製造業 一次電池（乾電池、湿電池）製造業
66	X線装置製造業 その他の電子応用装置製造業
67	電気計測器製造業（別掲を除く） 工業計器製造業
68	その他の電気機械器具製造業
69	電気音響機械器具製造業
70	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く） パーソナルコンピュータ製造業 外部記憶装置製造業 印刷装置製造業 表示装置製造業 その他の附属装置製造業
71	自動車車体・附随車製造業 自動車部分品・附属品製造業
72	船体ブロック製造業 船用機関製造業
73	航空機用原動機製造業 その他の航空機部分品・補助装置製造業
74	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
75	他に分類されない輸送用機械器具製造業
76	工業用模型製造業 情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）
77	受託開発ソフトウェア業 組込みソフトウェア業 パッケージソフトウェア業 ゲームソフトウェア業
78	情報提供サービス業 その他の情報処理・提供サービス業
79	理学研究所 工学研究所
80	デザイン業
81	機械設計業

82	エンジニアリング業
83	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く） 建設・鉱山機械整備業
84	電気機械器具修理業
85	研究開発支援検査分析業

備考 この表に掲げる業種（第82の項及び第85の項に掲げるものを除く。）は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類の細分類による。

別表第2～別表第4 略

別表第1～別表第3 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。